
安全データシート

1. 製品および会社情報

製品名	: NCCグリース SRL
会社名	: 株式会社アマダマシナリー オイルセンター
住所	: 神奈川県伊勢原市石田200
お問い合わせ先	: TEL:0463-96-3241
および緊急連絡先	: FAX:0463-96-3261
推奨用途	: 主用途としてグリースなど

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	: 分類できない
健康有害性	: 分類できない
環境に関する有害性	: 分類できない

GHSラベル要素

絵表示	: なし
注意喚起語	: なし
危険有害性情報	: なし
注意書き	: [安全対策] : なし
	: [応急対策] : なし
	: [保管] : なし
	: [廃棄] : 内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則(明示する)に従い廃棄すること。

3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別	: 混合物
化学特性(化学式)	: 特定できない
成分および含有量	: 基油(エステル合成基油) 80~90質量%
	: 増ちょう剤(リチウム石けん) 5~15質量%以下
	: 添加剤(酸化防止剤、防錆剤、精製鉱油) 5質量%以下

4. 応急措置

目に入った場合	: 清浄な水で15分間洗浄し、医師の診断を受けること。
皮膚に付着した場合	: よく拭き取った後、水と石けんで十分洗浄する。
吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所へ移し、身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	: 無理に吐かせずに、直ちに医師の手当て、診断を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤	: 泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂。
使ってはならない消火剤	: 注水は、火災を拡大し危険な場合がある。
特有の危険有害性	: 現在のところ有用な情報なし。
特有の消火方法	: 初期の火災には粉末、炭酸ガス、乾燥砂等の消火剤を用いる。

消火を行う者の保護	<p>大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。</p> <p>: 消火を行う際は保護具を着用する。 消火作業は風上から行う。</p>
-----------	---

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具 および緊急時措置	: 作業の際には、必ず保護具を着用する。
環境に対する注意事項	: 漏出した製品が河川等に排出されないように注意する。
除去方法	: 漏出したものをかき集めて、密閉できる空容器に回収する。少量のものは灯油などの溶剤で拭き取る。
二次災害の防止策	: 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

7. 取り扱いおよび保管上の注意

取り扱い	
技術的対策	: 取扱いは換気のよい場所で行い、漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
注意事項	: 目に入ると炎症を起こすことがある。取扱う際は保護眼鏡を使用して目に入らないようにする。 : 皮膚に触れると炎症を起こすことがある。取扱う際は保護手袋を使用する等して皮膚に触れないようにする。 : 誤って飲み込むと下痢・嘔吐することがある。 : 取り扱いの都度、容器を密閉する。
安全取扱い注意事項	: 容器を開ける時は、手を切る恐れがあるので保護手袋を着用する。
保管	
適切な保管条件	: ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。 直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて暗所に保管する。
安全な容器包装材料	: 空容器に圧力をかけない。 容器は溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. ばく露防止および保護措置

設備対策	: ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
許容濃度	: 日本産業衛生学会(2010年度版): 3mg/m ³ (鉱油ミストとして)
保護具	
呼吸器用の保護具	: 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
手の保護具	: 長期間又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
目の保護具	: 飛沫が飛ぶ場合にはゴーグル型眼鏡を着用する。
皮膚および身体の保護具	: 長期間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。 濡れた衣服は直ちに脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9. 物理的および化学的性質

物理的状态	
形状	半固体
色	淡褐色
臭い	わずかな臭気
物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲	
融点	≥100℃
引火点	225℃(セタ)
密度	約0.97g/cm ³ (25℃)
溶解性	水に不溶

その他のデータ
 滴点

190℃

10.安定性および反応性

安定性	通常の条件では安定
反応性	強酸化剤との接触を避ける
避けるべき材料	強酸化剤
危険有害な分解生成物	現在のところ有用な情報なし

11.有害性情報

現在、知見を持っておりません。

12.環境影響情報

分解性	OECD 301C 64%
その他	現在のところ有用な情報なし

13.廃棄上の注意

残余廃棄物

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理する。
- ・ 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理する。
 - ・ 自ら燃焼処理を行う場合は、大気汚染物質(硫黄酸化物)が発生するので燃焼排ガスの処理対策(洗浄処理等)を講ずる。
 - ・ 投棄禁止。
 - ・ 埋立て処分を行う場合は、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについて、総理府で定めた物質が基準以下であることを確認しなければならない。
 - ・ 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。

汚染容器・包装

- ・ 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14.輸送上の注意

国連分類	: 非該当
国連番号	: 非該当
国内規制	

陸上輸送

消防法	: 危険物 非該当
-----	-----------

海上輸送

船舶安全法	: 非危険物 個別運送およびばら積み運送において
-------	--------------------------

航空輸送

航空法	: 非危険物
-----	--------

輸送の特定の安全対策および条件

- ・ 火気、熱源から遠ざける。
- ・ 容器が破損しないように、ていねいに扱う。
- ・ 荷崩れや落下事故を起こさないよう、荷造りを十分にした上で積み込む。

15.適用法令

消防法	: 危険物 非該当	
労働安全衛生法	: 表示対象物	非該当
	通知対象物	鉱油 0.1~10質量%
化学物質管理促進法 PRTR法	: 特定第一種指定化学物質	非該当

	第一種指定化学物質	非該当
毒物及び劇物取締法	: 非該当	
水質汚濁防止法	: 油分排出規制(ノルマルヘキサン抽出分として検出される)	
	有害物質	非該当
	指定物質	非該当
海洋汚染防止法	: 油分排出規制(原則禁止)	
下水道法	: 鉱油類排出規制(5mg/L 許容濃度)	
廃棄物の処理および清掃に関する法律	: 産業廃棄物規則(拡散、流出の禁止)	

16.その他の情報

引用文献等

1. JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法
ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
2. 許容濃度の勧告(2010)日本産業衛生学会 産衛誌 52巻
3. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents
and biological exposure indices, ACGIH(2012)
4. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF
CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
5. CLPに関する欧州議会および理事会規則 (EC)No1272/2008
付属書VI 「有害性物質の調和化された分類および表示のリスト」
6. 原材料SDS情報

ここに記載された情報は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さるようお願いいたします。